（5面から続く）

みを発展させることにより、「地域建設産業確立」を目指していきます。

（一）すみだ住宅デー

東京土建が「地域住民の身近にいる、住まいの技術・技能の専門家集団」であることを分会住宅デーを通じて発信していきます。住宅デーを通じ分会が積極的に地域の町会・商店会などと連携した取り組みを推進し、住宅産業を「地域生活産業」として位置づけます。二〇一一年の住宅デーは六月二六日を統一開催日として行っていく予定です。

（二）手すり取り付けボランティア

手すり取付ボランティアは「住み続けられるまちづくり」の具体化として「高齢者と住宅」を重点課題として位置づけ、福祉の観点から住宅をとらえていきます。高齢者の住宅要求に応えるため東京土建が「地域の受け皿組織」としての確立を目指します。二〇一一年の手すり取り付けボランティアは七月一〇日を予定していきます。

（三）すみだ住宅まつり

住宅産業を地場産業として位置付け、自治体や地域住民・区内他団体と連携を図る取り組みを行う事により、東京土建の影響力を発揮した地域建設産業確立を目指す取り組みとして住宅まつりを開催します。東京土建の組合員が、区内の身近にいる技術・技能の専門家である事を、地域住民に示すための企画や建築職人の技術・技能を披露していく取り組みと組合員相互のつながりをつくる取り組みとしていきます。開催日については、地域の行事や開催場所を検討して早急に決めて行きます。

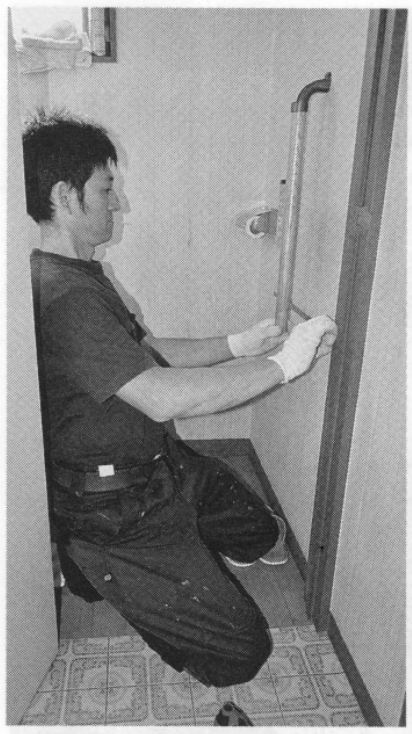

手すりボランティア（藤川さん・ひきふね）

大勢の来場者で賑わったすみだ住宅まつり

②仕事確保の取り組み

墨田支部では、継続して取り組んでいる「すみだ住宅デー」「手すり取り付けボランティア」「すみだ住宅まつり」などの運動により、自治体や地域住民との信頼関係を築いて来ました。墨田区と受託契約を結んでいる、修築斡旋事業、家具転倒防止器具取付事業、耐震無料相談員派遣事業は多くの組合員に事業の提供をしています。

墨田支部の仕事確保は、支部の運動を基に発展させていきます。組合が仕事を確保することにより、労働組合としての考え方を明確にし、組合員にとってより良い方向を見いだして行きます。

③地域支援活動の取り組み

墨田区は、二〇一〇年一一月「第五次住宅マスタープラン」を策定しました。基本理念では「安心できる住生活を実現し、安全で快適に住み続けられる住宅・まち作り」とされています。その中身は「安心できる住生活の確保と住み慣れた地域に安全で快適に住み続けられるまちづくり、住宅と福祉が連携して住まいづくりを進める視点が重要であり福祉施策と住まいづくりを進めてきた事です。今後の取り組みとして、住宅マスタープランを熟知し運動を進めていきます。

「墨田区耐震補強推進協議会」は、区内建設四団体で設立して六年目を迎えています。墨田支部はその中心的立場で活動をしています。地域住民の命と住まいを守る活動として、今年度も更に取り組みを発展させていきます。

地域防災活動は、墨田区との防災協定締結で、地域内の災害支援組織ができましたが、まだ不十分なところがあります。墨田区内に住み、働いている東京土建の仲間が、地域の中で災害支援に備えていく事は、居住地ごとに組織している東京土建ならではの支援体制となります。墨田区とも協議を重ね、分会地域単位での災害支援組織の強化を図り、町会、自治会と連携した活動に発展させていきます。

「NPO法人すみださわやかネット」は、墨田区民の生活上の課題に対して、的確な相談や支援体制をつくり、地域居住支援活動を包括的に勧めて行き、住み続けられる町づくりをめざします。活動の中心を「キラキラ茶家」に置き、相談活動を中心に活動を進めていきます。

キラキラ茶家で行ったふれあいサロン

④賃金・労働・技術向上の取り組み

二〇一一年度は公契約条例制定に向けて本格的に始動していきます。昨年の区長・議長懇談、区議会各会派への申し入れを基に、条例制定に向けて具体化し、墨田区発注の公共工事における条例制定を目指して行きます。また、野丁場での労働条件改善の運動を広げていく「パル」への結集を、野丁場従事者の組合員に呼びかけていきます。

じん肺アスベスト疾患の取り組みでは、被害者救済の取り組みを前進させると共に、じん肺健診の強化と労災認定の取り組みを進めていきます。また、アスベスト訴訟については今年度が山場となります。原告団の支援を強化し、完全勝利に向けて取り組んでいきます。

労働災害の取り組みについては、組合員の安全に対する意識向上を進めるため、安全衛生学習会の開催や現場訪問行動など安全強化を行って行きます。また、一人親方、事業主特別加入を含め、労働保険加入を促進していきます。

技術向上と資格取得は、組合員からの要望を聞きながら、支部独自の技術・技能講習会や事業所向けの講習会も進めていきます。

明るく・楽しく・美しくの主婦の会

（4）協同組合すみだ建築センターの取り組み

「協同組合すみだ建築センター」は、二〇一一年度も「共同計算事業」「共同受注事業」「労働保険事務組合業務」の三つの事業を柱に、東京土建の方針と運動を実践的に展開し、制度改善や組合員、組合内事業所、未加入事業所からの要求に応えられる運営を行っていきます。

会員の登録資格要件、登録会員の位置づけなどを明確化し、墨田支部との一体性を明確にしていきます。また、登録会員には、定期的な会議出席の義務づけや、墨田支部の行事・運動への参加、外部団体への役員派遣などを提起していきます。

費用負担や発注のルール化など、要件についても明確化し、墨田支部の組合員にとってより良い方向に発展させて行きます。これら、「協同組合すみだ建築センター」の新たなルールについては、墨田支部の産業対策部のひとつ、仕事対策部の部会を中心に議論し方向性を示すものとします。

（5）組織建設の取り組み

①支部・分会組織確立

支部・分会役員の選出については毎年苦労しています。支部役員については、常任執行委員の選出が重要ですが、全分会からの選出がされてないのが現状です。常任執行委員は、各専門部長として、専門部の活動を進めなければなりません。現在、墨田支部では十一の専門部・委員会が機能しています。昨年からの分会再編で分会数は九分会となり、常任執行委員の

（7面へ続く）